

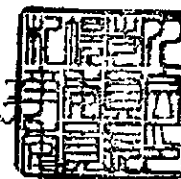
札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月10日

札幌市人事委員会

委員長 祖田井 里重

札幌市人事委員会規則第 9



札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表7(第13条関係) 昇格時号俸対応表 (1)・(2) (略) (3) 医師職給料表昇格時号俸対応表	別表7(第13条関係) 昇格時号俸対応表 (1)・(2) (略) (3) 医師職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
(略)			
43	<u>22</u>	27	19
(略)			
45	<u>23</u>	29	21
46	<u>23</u>	30	22
47	<u>24</u>	31	23
48	<u>24</u>	32	24
49	<u>25</u>	33	25
50	<u>25</u>	<u>34</u>	26
51	<u>25</u>	<u>35</u>	27
52	<u>25</u>	<u>36</u>	28
53	25	<u>37</u>	29
54	<u>26</u>	<u>37</u>	30
55	<u>26</u>	<u>38</u>	31
56	<u>26</u>	<u>38</u>	32
57	26	<u>39</u>	33
58	26	<u>39</u>	<u>34</u>
59	<u>27</u>	<u>40</u>	<u>35</u>
60	<u>27</u>	40	<u>36</u>
61	27	41	<u>37</u>

昇格した日の前日 に受けていた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	4級
(略)			
43	<u>21</u>	27	19
(略)			
45	<u>22</u>	29	21
46	<u>22</u>	30	22
47	<u>23</u>	31	23
48	<u>23</u>	32	24
49	<u>23</u>	33	25
50	<u>24</u>	<u>33</u>	26
51	<u>24</u>	<u>34</u>	27
52	<u>24</u>	<u>34</u>	28
53	25	<u>35</u>	29
54	<u>25</u>	<u>35</u>	30
55	<u>25</u>	<u>36</u>	31
56	<u>25</u>	<u>36</u>	32
57	26	<u>37</u>	33
58	26	<u>38</u>	<u>33</u>
59	<u>26</u>	<u>39</u>	<u>34</u>
60	<u>26</u>	40	<u>34</u>
61	27	41	<u>35</u>

62	27	41	<u>37</u>
63	27	41	<u>38</u>
64	<u>28</u>	<u>42</u>	<u>38</u>
65	28	42	<u>39</u>
66		42	<u>39</u>
67		<u>43</u>	<u>40</u>
68		<u>43</u>	<u>40</u>
69		43	<u>41</u>
70		<u>44</u>	<u>41</u>
71		<u>44</u>	<u>42</u>
72		<u>44</u>	<u>42</u>
73		<u>45</u>	<u>43</u>
74		<u>45</u>	<u>43</u>
75		<u>45</u>	<u>44</u>
76		<u>46</u>	<u>44</u>
77		<u>46</u>	<u>45</u>
78		<u>46</u>	<u>45</u>
79		<u>47</u>	<u>46</u>
80		<u>47</u>	<u>46</u>
81		<u>47</u>	<u>47</u>
82		<u>48</u>	<u>47</u>
83		<u>48</u>	<u>48</u>

62	27	41	<u>35</u>
63	27	41	<u>36</u>
64	<u>27</u>	<u>41</u>	<u>36</u>
65	28	42	<u>37</u>
66		42	<u>37</u>
67		<u>42</u>	<u>38</u>
68		<u>42</u>	<u>38</u>
69		43	<u>39</u>
70		<u>43</u>	<u>39</u>
71		<u>43</u>	<u>40</u>
72		<u>43</u>	<u>40</u>
73		<u>44</u>	<u>41</u>
74		<u>44</u>	<u>41</u>
75		<u>44</u>	<u>42</u>
76		<u>44</u>	<u>42</u>
77		<u>45</u>	<u>43</u>
78		<u>45</u>	<u>43</u>
79		<u>45</u>	<u>44</u>
80		<u>46</u>	<u>44</u>
81		<u>46</u>	<u>45</u>
82		<u>46</u>	<u>45</u>
83		<u>47</u>	<u>46</u>

84		<u>48</u>	<u>48</u>
85		<u>49</u>	<u>49</u>
86		<u>49</u>	<u>49</u>
87		<u>49</u>	<u>50</u>
88		<u>50</u>	<u>50</u>
89		<u>50</u>	<u>51</u>
90		<u>50</u>	
91		<u>51</u>	
92		<u>51</u>	
93		<u>51</u>	
94		<u>52</u>	
95		<u>52</u>	
96		<u>52</u>	
97		<u>53</u>	

備考 (略)

別表8 (第14条の2関係)

降格時号俸対応表

(1) 行政職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
(略)									
29	<u>68</u>	41	37	33	33	45	41	67	

84		<u>47</u>	<u>46</u>
85		<u>47</u>	<u>47</u>
86		<u>48</u>	<u>47</u>
87		<u>48</u>	<u>48</u>
88		<u>48</u>	<u>48</u>
89		<u>49</u>	<u>49</u>
90		<u>49</u>	
91		<u>49</u>	
92		<u>50</u>	
93		<u>50</u>	
94		<u>50</u>	
95		<u>51</u>	
96		<u>51</u>	
97		<u>51</u>	

備考 (略)

別表8 (第14条の2関係)

降格時号俸対応表

(1) 行政職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
(略)									
29	<u>69</u>	41	37	33	33	45	41	67	

30	<u>69</u>	42	38	34	34	46	42	70	
----	-----------	----	----	----	----	----	----	----	--

(略)

(2) 消防職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

(略)

29	<u>68</u>	41	37	33	33	45	41	67	
----	-----------	----	----	----	----	----	----	----	--

30	<u>69</u>	42	38	34	34	46	42	70	
----	-----------	----	----	----	----	----	----	----	--

(略)

(3) 医師職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸		
	1級	2級	3級

(略)

21	<u>42</u>	37	45
----	-----------	----	----

22	<u>44</u>	38	46
----	-----------	----	----

23	<u>46</u>	39	47
----	-----------	----	----

24	<u>48</u>	40	48
----	-----------	----	----

25	<u>53</u>	41	49
----	-----------	----	----

26	<u>58</u>	42	50
----	-----------	----	----

27	<u>63</u>	43	51
----	-----------	----	----

(略)

30	<u>70</u>	42	38	34	34	46	42	70	
----	-----------	----	----	----	----	----	----	----	--

(略)

(2) 消防職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

(略)

29	<u>69</u>	41	37	33	33	45	41	67	
----	-----------	----	----	----	----	----	----	----	--

30	<u>70</u>	42	38	34	34	46	42	70	
----	-----------	----	----	----	----	----	----	----	--

(略)

(3) 医師職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸		
	1級	2級	3級

(略)

21	<u>43</u>	37	45
----	-----------	----	----

22	<u>46</u>	38	46
----	-----------	----	----

23	<u>49</u>	39	47
----	-----------	----	----

24	<u>52</u>	40	48
----	-----------	----	----

25	<u>56</u>	41	49
----	-----------	----	----

26	<u>60</u>	42	50
----	-----------	----	----

27	<u>64</u>	43	51
----	-----------	----	----

(略)

33	65	<u>49</u>	<u>57</u>
34	65	<u>50</u>	<u>58</u>
35	65	<u>51</u>	<u>59</u>
36	65	<u>52</u>	<u>60</u>
37	65	<u>54</u>	<u>62</u>
38	65	<u>56</u>	<u>64</u>
39	65	<u>58</u>	<u>66</u>
40	65	60	<u>68</u>
41	65	<u>63</u>	<u>70</u>
42	65	<u>66</u>	<u>72</u>
43	65	<u>69</u>	<u>74</u>
44	65	<u>72</u>	<u>76</u>
45	65	<u>75</u>	<u>78</u>
46	65	<u>78</u>	<u>80</u>
47	65	<u>81</u>	<u>82</u>
48	65	<u>84</u>	<u>84</u>
49	65	<u>87</u>	<u>86</u>
50	65	<u>90</u>	<u>88</u>
51	65	<u>93</u>	89
52	65	<u>96</u>	89

(略)

備考 (略)

33	65	<u>50</u>	<u>58</u>
34	65	<u>52</u>	<u>60</u>
35	65	<u>54</u>	<u>62</u>
36	65	<u>56</u>	<u>64</u>
37	65	<u>57</u>	<u>66</u>
38	65	<u>58</u>	<u>68</u>
39	65	<u>59</u>	<u>70</u>
40	65	60	<u>72</u>
41	65	<u>64</u>	<u>74</u>
42	65	<u>68</u>	<u>76</u>
43	65	<u>72</u>	<u>78</u>
44	65	<u>76</u>	<u>80</u>
45	65	<u>79</u>	<u>82</u>
46	65	<u>82</u>	<u>84</u>
47	65	<u>85</u>	<u>86</u>
48	65	<u>88</u>	<u>88</u>
49	65	<u>91</u>	<u>89</u>
50	65	<u>94</u>	<u>89</u>
51	65	<u>97</u>	89
52	65	<u>97</u>	89

(略)

備考 (略)

(札幌市職員管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第2条 札幌市職員管理職員特別勤務手当支給規則(平成4年人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(管理職員特別勤務手当の額等) 第3条 (略) 2 条例第32条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	(管理職員特別勤務手当の額等) 第3条 (略) 2 条例第32条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、 <u>同条第1項に規定する勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>

(札幌市職員寒冷地手当支給規則の一部改正)

第3条 札幌市職員寒冷地手当支給規則(昭和55年人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(指定勤務地) 第2条 条例第27条第1項の人事委員会で指定する勤務地	(指定勤務地) 第2条 条例第27条第1項の人事委員会で指定する勤務地

改正前	改正後
は、北海道外とする。ただし、扶養親族（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>）で他に生計の途がなく主としてその職員の収入によって生計を維持しているもの又は<u>条例第14条第2項（教育給与条例第13条第1項において準用する場合を含む。）に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）</u>が北海道内に居住することとなる職員及び任命権者が人事委員会の承認を得て定める勤務地に在勤することとなる職員については、勤務地の指定は行わない。 （扶養親族のある職員に含まない職員） 第4条 <u>条例第27条第2項の表備考</u>の人事委員会規則で定めるものは、扶養親族と同居していない職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものとする。	は、北海道外とする。ただし、扶養親族が北海道内に居住することとなる職員及び任命権者が人事委員会の承認を得て定める勤務地に在勤することとなる職員については、勤務地の指定は行わない。 （扶養親族のある職員に含まない職員） 第4条 <u>条例第27条第2項の表備考2</u>の人事委員会規則で定めるものは、扶養親族と同居していない職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものとする。

（札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成25年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第12条 条例第5条の3に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、<u>100分の315</u>（条例第29条第2項に規定する特定職員（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の375</u>）の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 2 定年前提任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の150</u>（特定職員にあっては、<u>100分の180</u>）の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、<u>100分の262.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。	(勤勉手当の成績率) 第12条 条例第5条の3に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、<u>100分の322.5</u>（条例第29条第2項に規定する特定職員（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の382.5</u>）の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 2 定年前提任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の157.5</u>（特定職員にあっては、<u>100分の187.5</u>）の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、<u>100分の270</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。

第5条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第12条 条例第5条の3に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、<u>100分の322.5</u>（条例第29条第	(勤勉手当の成績率) 第12条 条例第5条の3に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、<u>100分の318.75</u>（条例第29条

改正前	改正後
2項に規定する特定職員（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の382.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の157.5</u>（特定職員にあっては、<u>100分の187.5</u>）の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、<u>100分の270</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。	第2項に規定する特定職員（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の378.75</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の153.75</u>（特定職員にあっては、<u>100分の183.75</u>）の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、<u>100分の266.25</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて市長が定めるものとする。

（令和6年の改正給与条例附則第4条及び改正教育給与条例附則第4条の規定による地域手当に係る経過措置に関する規則の一部改正）

第6条 令和6年の改正給与条例附則第4条及び改正教育給与条例附則第4条の規定による地域手当に係る経過措置に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（地域手当に係る経過措置） 第2条 改正給与条例附則第4条の規定により読み替えられた札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第22条第1項第2号の人事委員会規則で定める割合及び改正教育給与	（地域手当に係る経過措置） 第2条 改正給与条例附則第4条の規定により読み替えられた札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）第22条第1項第2号の人事委員会規則で定める割合及び改正教育給与

改正前	改正後
条例附則第4条の規定により読み替えられた同号の人事委員会規則で定める割合は、いずれも <u>100分の3</u> とする。	条例附則第4条の規定により読み替えられた同号の人事委員会規則で定める割合は、いずれも <u>100分の4</u> とする。

(札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第7条 札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成29年人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後																																																										
別表7（第11条関係） 昇格時号俸対応表 (1) 教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）昇格時号俸 対応表	別表7（第11条関係） 昇格時号俸対応表 (1) 教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）昇格時号俸 対応表																																																										
<table><tr><th rowspan="2">昇格した日の 前日に受けて いた号俸</th><th colspan="4">昇格後の号俸</th></tr><tr><th>2級</th><th>特2級</th><th>3級</th><th>4級</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>71</td><td><u>34</u></td><td>43</td><td>47</td><td>28</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>73</td><td><u>35</u></td><td>45</td><td>49</td><td>29</td></tr></table>	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				2級	特2級	3級	4級	(略)					71	<u>34</u>	43	47	28	(略)					73	<u>35</u>	45	49	29	<table><tr><th rowspan="2">昇格した日の 前日に受けて いた号俸</th><th colspan="4">昇格後の号俸</th></tr><tr><th>2級</th><th>特2級</th><th>3級</th><th>4級</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>71</td><td><u>33</u></td><td>43</td><td>47</td><td>28</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>73</td><td><u>34</u></td><td>45</td><td>49</td><td>29</td></tr></table>	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				2級	特2級	3級	4級	(略)					71	<u>33</u>	43	47	28	(略)					73	<u>34</u>	45	49	29
昇格した日の 前日に受けて いた号俸		昇格後の号俸																																																									
	2級	特2級	3級	4級																																																							
(略)																																																											
71	<u>34</u>	43	47	28																																																							
(略)																																																											
73	<u>35</u>	45	49	29																																																							
昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸																																																										
	2級	特2級	3級	4級																																																							
(略)																																																											
71	<u>33</u>	43	47	28																																																							
(略)																																																											
73	<u>34</u>	45	49	29																																																							

74	<u>35</u>	46	50	29
75	<u>36</u>	47	51	<u>30</u>
76	<u>36</u>	48	52	30
77	<u>37</u>	49	53	<u>31</u>
78	<u>37</u>	50	54	<u>31</u>
79	<u>37</u>	51	55	<u>32</u>
80	<u>38</u>	52	56	<u>32</u>
81	<u>38</u>	53	57	<u>33</u>
82	<u>38</u>	54	58	<u>33</u>
83	<u>39</u>	55	59	<u>33</u>
84	<u>39</u>	56	60	<u>34</u>
85	<u>39</u>	57	61	<u>34</u>
86	<u>40</u>	58	62	<u>34</u>
87	<u>40</u>	59	63	<u>35</u>
88	<u>40</u>	60	64	<u>35</u>
89	<u>41</u>	61	65	35
90	<u>41</u>	62	66	
91	<u>42</u>	63	67	
92	<u>42</u>	64	68	
93	<u>43</u>	65	68	
94	<u>43</u>	66	68	
95	<u>44</u>	67	69	

74	<u>34</u>	46	50	29
75	<u>35</u>	47	51	<u>29</u>
76	<u>35</u>	48	52	30
77	<u>35</u>	49	53	<u>30</u>
78	<u>36</u>	50	54	<u>30</u>
79	<u>36</u>	51	55	<u>31</u>
80	<u>36</u>	52	56	<u>31</u>
81	<u>37</u>	53	57	<u>31</u>
82	<u>37</u>	54	58	<u>32</u>
83	<u>37</u>	55	59	<u>32</u>
84	<u>38</u>	56	60	<u>32</u>
85	<u>38</u>	57	61	<u>33</u>
86	<u>38</u>	58	62	<u>33</u>
87	<u>39</u>	59	63	<u>34</u>
88	<u>39</u>	60	64	<u>34</u>
89	<u>39</u>	61	65	35
90	<u>40</u>	62	66	
91	<u>40</u>	63	67	
92	<u>40</u>	64	68	
93	<u>41</u>	65	68	
94	<u>41</u>	66	68	
95	<u>42</u>	67	69	

96	<u>44</u>	68	69	
97	<u>45</u>	69	69	
98	<u>45</u>	70	70	
99	<u>46</u>	71	70	
100	<u>46</u>	72	70	
101	<u>47</u>	73	71	
102	<u>47</u>	73	71	
103	<u>48</u>	74	71	
104	<u>48</u>	74	<u>72</u>	
105	<u>49</u>	75	72	
106	<u>49</u>	75	72	
107	<u>49</u>	76	<u>73</u>	
108	<u>50</u>	76	<u>73</u>	
109	<u>50</u>	77	<u>73</u>	
110	<u>50</u>	78	<u>73</u>	
111	<u>51</u>	79	<u>73</u>	
112	<u>51</u>	80	<u>74</u>	
113	<u>51</u>	81	<u>74</u>	
114	<u>52</u>	81	<u>74</u>	
115	<u>52</u>	81	<u>75</u>	
116	<u>52</u>	82	<u>75</u>	
117	<u>53</u>	82	75	

96	<u>42</u>	68	69	
97	<u>43</u>	69	69	
98	<u>43</u>	70	70	
99	<u>44</u>	71	70	
100	<u>44</u>	72	70	
101	<u>45</u>	73	71	
102	<u>45</u>	73	71	
103	<u>46</u>	74	71	
104	<u>46</u>	74	<u>71</u>	
105	<u>47</u>	75	72	
106	<u>47</u>	75	72	
107	<u>48</u>	76	<u>72</u>	
108	<u>48</u>	76	<u>72</u>	
109	<u>49</u>	77	<u>72</u>	
110	<u>49</u>	78	<u>72</u>	
111	<u>49</u>	79	<u>72</u>	
112	<u>49</u>	80	<u>72</u>	
113	<u>50</u>	81	<u>73</u>	
114	<u>50</u>	81	<u>73</u>	
115	<u>50</u>	81	<u>74</u>	
116	<u>50</u>	82	<u>74</u>	
117	<u>51</u>	82	75	

118	<u>53</u>	82		
119	<u>53</u>	83		
120	<u>53</u>	83		
121	<u>53</u>	83		
122	<u>54</u>	84		
123	<u>54</u>	84		
124	<u>54</u>	84		
125	<u>54</u>	85		
126	<u>54</u>	85		
127	<u>55</u>	85		
128	<u>55</u>	85		
129	<u>55</u>	85		
130	<u>55</u>	86		
131	<u>55</u>	86		
132	<u>56</u>	86		
133	<u>56</u>	86		
134	<u>56</u>	86		
135	<u>56</u>	87		
136	<u>56</u>	87		
137	<u>57</u>	87		
138	<u>57</u>	87		
139	<u>57</u>	87		

118	<u>51</u>	82		
119	<u>51</u>	83		
120	<u>51</u>	83		
121	<u>52</u>	83		
122	<u>52</u>	84		
123	<u>52</u>	84		
124	<u>52</u>	84		
125	<u>53</u>	85		
126	<u>53</u>	85		
127	<u>53</u>	85		
128	<u>53</u>	85		
129	<u>53</u>	85		
130	<u>53</u>	86		
131	<u>54</u>	86		
132	<u>54</u>	86		
133	<u>54</u>	86		
134	<u>54</u>	86		
135	<u>54</u>	87		
136	<u>54</u>	87		
137	<u>55</u>	87		
138	<u>55</u>	87		
139	<u>55</u>	87		

140	<u>57</u>	88		
141	<u>57</u>	88		
142	<u>58</u>	88		
143	<u>58</u>	88		
144	<u>58</u>	88		
145	<u>58</u>	89		
146	<u>58</u>			
147	<u>59</u>			
148	<u>59</u>			
149	<u>59</u>			
150	<u>59</u>			
151	<u>59</u>			
152	<u>60</u>			
153	<u>60</u>			

(2) 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）昇格時号俸
対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
(略)				
42	<u>34</u>	2	34	1
43	<u>35</u>	3	35	1
44	<u>36</u>	4	36	1

140	<u>55</u>	88		
141	<u>55</u>	88		
142	<u>55</u>	88		
143	<u>56</u>	88		
144	<u>56</u>	88		
145	<u>56</u>	89		
146	<u>56</u>			
147	<u>56</u>			
148	<u>56</u>			
149	<u>57</u>			
150	<u>57</u>			
151	<u>58</u>			
152	<u>58</u>			
153	<u>59</u>			

(2) 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）昇格時号俸
対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
(略)				
42	<u>33</u>	2	34	1
43	<u>34</u>	3	35	1
44	<u>34</u>	4	36	1

45	<u>37</u>	5	37	1
46	<u>37</u>	6	38	1
47	<u>37</u>	7	39	1
48	<u>38</u>	8	40	1
49	<u>38</u>	9	41	1
50	<u>38</u>	10	42	1
51	<u>39</u>	11	43	1
52	<u>39</u>	12	44	1
53	<u>39</u>	13	45	1
54	<u>40</u>	14	46	1
55	<u>40</u>	15	47	1
56	<u>40</u>	16	48	1
57	<u>41</u>	17	49	1
58	<u>41</u>	18	50	2
59	<u>41</u>	19	51	3
60	<u>42</u>	20	52	4
61	<u>42</u>	21	53	5
62	<u>42</u>	22	54	6
63	<u>43</u>	23	55	7
64	<u>43</u>	24	56	8
65	<u>43</u>	25	57	9
66	<u>44</u>	26	58	10

45	<u>35</u>	5	37	1
46	<u>35</u>	6	38	1
47	<u>36</u>	7	39	1
48	<u>36</u>	8	40	1
49	<u>37</u>	9	41	1
50	<u>37</u>	10	42	1
51	<u>37</u>	11	43	1
52	<u>38</u>	12	44	1
53	<u>38</u>	13	45	1
54	<u>38</u>	14	46	1
55	<u>39</u>	15	47	1
56	<u>39</u>	16	48	1
57	<u>39</u>	17	49	1
58	<u>40</u>	18	50	2
59	<u>40</u>	19	51	3
60	<u>40</u>	20	52	4
61	<u>41</u>	21	53	5
62	<u>41</u>	22	54	6
63	<u>41</u>	23	55	7
64	<u>42</u>	24	56	8
65	<u>42</u>	25	57	9
66	<u>42</u>	26	58	10

67	<u>44</u>	27	59	11
68	<u>44</u>	28	60	12
69	<u>45</u>	29	61	13
70	<u>45</u>	30	62	14
71	<u>45</u>	31	63	15
72	<u>46</u>	32	64	16
73	<u>46</u>	33	65	17
74	<u>46</u>	34	66	18
75	<u>47</u>	35	67	19
76	<u>47</u>	36	68	20
77	<u>47</u>	37	69	20
78	<u>48</u>	38	70	20
79	<u>48</u>	39	71	20
80	<u>48</u>	40	72	20
81	<u>49</u>	41	73	20
82	<u>49</u>	42	74	21
83	<u>49</u>	43	75	21
84	<u>50</u>	44	76	21
85	<u>50</u>	45	77	21
86	<u>50</u>	46	78	21
87	<u>51</u>	47	79	21
88	<u>51</u>	48	80	22

67	<u>43</u>	27	59	11
68	<u>43</u>	28	60	12
69	<u>43</u>	29	61	13
70	<u>44</u>	30	62	14
71	<u>44</u>	31	63	15
72	<u>44</u>	32	64	16
73	<u>45</u>	33	65	17
74	<u>45</u>	34	66	18
75	<u>45</u>	35	67	19
76	<u>46</u>	36	68	20
77	<u>46</u>	37	69	20
78	<u>46</u>	38	70	20
79	<u>47</u>	39	71	20
80	<u>47</u>	40	72	20
81	<u>47</u>	41	73	20
82	<u>48</u>	42	74	21
83	<u>48</u>	43	75	21
84	<u>48</u>	44	76	21
85	<u>49</u>	45	77	21
86	<u>49</u>	46	78	21
87	<u>49</u>	47	79	21
88	<u>49</u>	48	80	22

89	<u>51</u>	49	81	22
90	<u>52</u>	50	82	22
91	<u>52</u>	51	83	22
92	<u>52</u>	52	84	22
93	<u>53</u>	53	84	22
94	<u>53</u>	54	84	22
95	<u>53</u>	55	84	23
96	<u>53</u>	56	84	23
97	<u>53</u>	57	84	23
98	<u>54</u>	58	84	23
99	<u>54</u>	59	84	23
100	<u>54</u>	60	84	24
101	<u>54</u>	61	84	24
102	<u>54</u>	62	84	24
103	<u>55</u>	63	<u>85</u>	24
104	<u>55</u>	64	<u>86</u>	24
105	<u>55</u>	65	<u>86</u>	25
106	<u>55</u>	65	<u>87</u>	
107	<u>55</u>	66	<u>88</u>	
108	<u>56</u>	66	<u>89</u>	
109	<u>56</u>	67	<u>90</u>	
110	<u>56</u>	67	<u>91</u>	

89	<u>50</u>	49	81	22
90	<u>50</u>	50	82	22
91	<u>50</u>	51	83	22
92	<u>50</u>	52	84	22
93	<u>51</u>	53	84	22
94	<u>51</u>	54	84	22
95	<u>51</u>	55	84	23
96	<u>51</u>	56	84	23
97	<u>52</u>	57	84	23
98	<u>52</u>	58	84	23
99	<u>52</u>	59	84	23
100	<u>52</u>	60	84	24
101	<u>53</u>	61	84	24
102	<u>53</u>	62	84	24
103	<u>53</u>	63	<u>84</u>	24
104	<u>53</u>	64	<u>85</u>	24
105	<u>53</u>	65	<u>85</u>	25
106	<u>53</u>	65	<u>86</u>	
107	<u>54</u>	66	<u>87</u>	
108	<u>54</u>	66	<u>88</u>	
109	<u>54</u>	67	<u>89</u>	
110	<u>54</u>	67	<u>90</u>	

111	<u>56</u>	68	<u>92</u>	
112	<u>56</u>	68	<u>93</u>	
113	<u>57</u>	69	<u>94</u>	
114	<u>57</u>	70	<u>95</u>	
115	<u>57</u>	71	<u>96</u>	
116	<u>57</u>	72	<u>97</u>	
117	<u>58</u>	73	<u>98</u>	
118	<u>58</u>	74		
119	<u>58</u>	75		
120	<u>58</u>	76		
121	<u>59</u>	77		
122	<u>59</u>	77		
123	<u>59</u>	78		
124	<u>59</u>	78		
125	<u>60</u>	79		
(略)				

備考 (略)

別表8 (第12条の2関係)

降格時号俸対応表

(1) 教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等) 降格時号俸
対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級

111	<u>54</u>	68	<u>91</u>	
112	<u>54</u>	68	<u>92</u>	
113	<u>55</u>	69	<u>93</u>	
114	<u>55</u>	70	<u>94</u>	
115	<u>55</u>	71	<u>95</u>	
116	<u>55</u>	72	<u>96</u>	
117	<u>55</u>	73	<u>97</u>	
118	<u>55</u>	74		
119	<u>56</u>	75		
120	<u>56</u>	76		
121	<u>56</u>	77		
122	<u>56</u>	77		
123	<u>56</u>	78		
124	<u>56</u>	78		
125	<u>57</u>	79		
(略)				

備考 (略)

別表8 (第12条の2関係)

降格時号俸対応表

(1) 教育職給料表 (高等学校、特別支援学校等) 降格時号俸
対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級

(略)

29	59	57	53	<u>74</u>
30	62	58	54	<u>76</u>
31	65	59	55	<u>78</u>
32	68	60	56	<u>80</u>
33	<u>70</u>	61	57	<u>83</u>
34	<u>72</u>	62	58	<u>86</u>
35	<u>74</u>	63	59	89
36	<u>76</u>	64	60	89
37	<u>79</u>	65	61	89
38	<u>82</u>	66	62	89
39	<u>85</u>	67	63	89
40	<u>88</u>	68	64	89
41	<u>90</u>	69	65	89
42	<u>92</u>	70	66	89
43	<u>94</u>	71	67	89
44	<u>96</u>	72	68	89
45	<u>98</u>	73	69	89
46	<u>100</u>	74	70	89
47	<u>102</u>	75	71	89
48	<u>104</u>	76	72	89
49	<u>107</u>	77	73	89

(略)

29	59	57	53	<u>75</u>
30	62	58	54	<u>78</u>
31	65	59	55	<u>81</u>
32	68	60	56	<u>84</u>
33	<u>71</u>	61	57	<u>86</u>
34	<u>74</u>	62	58	<u>88</u>
35	<u>77</u>	63	59	89
36	<u>80</u>	64	60	89
37	<u>83</u>	65	61	89
38	<u>86</u>	66	62	89
39	<u>89</u>	67	63	89
40	<u>92</u>	68	64	89
41	<u>94</u>	69	65	89
42	<u>96</u>	70	66	89
43	<u>98</u>	71	67	89
44	<u>100</u>	72	68	89
45	<u>102</u>	73	69	89
46	<u>104</u>	74	70	89
47	<u>106</u>	75	71	89
48	<u>108</u>	76	72	89
49	<u>112</u>	77	73	89

50	<u>110</u>	78	74	
51	<u>113</u>	79	75	
52	<u>116</u>	80	76	
53	<u>121</u>	81	77	
54	<u>126</u>	82	78	
55	<u>131</u>	83	79	
56	<u>136</u>	84	80	
57	<u>141</u>	85	81	
58	<u>146</u>	86	82	
59	<u>151</u>	87	83	

(略)

71	153	99	<u>103</u>	
72	153	100	<u>106</u>	
73	153	102	<u>111</u>	
74	153	104	<u>114</u>	

(略)

(2) 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）降格時号俸
対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
(略)				
8	<u>15</u>	48	16	64

50	<u>116</u>	78	74	
51	<u>120</u>	79	75	
52	<u>124</u>	80	76	
53	<u>130</u>	81	77	
54	<u>136</u>	82	78	
55	<u>142</u>	83	79	
56	<u>148</u>	84	80	
57	<u>150</u>	85	81	
58	<u>152</u>	86	82	
59	<u>153</u>	87	83	

(略)

71	153	99	<u>104</u>	
72	153	100	<u>112</u>	
73	153	102	<u>114</u>	
74	153	104	<u>116</u>	

(略)

(2) 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）降格時号俸
対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
(略)				
8	<u>16</u>	48	16	64

(略)

33	<u>41</u>	73	41	105
34	<u>42</u>	74	42	105
35	<u>43</u>	75	43	105
36	<u>44</u>	76	44	105
37	<u>47</u>	77	45	105
38	<u>50</u>	78	46	105
39	<u>53</u>	79	47	105
40	<u>56</u>	80	48	105
41	<u>59</u>	81	49	105
42	<u>62</u>	82	50	105
43	<u>65</u>	83	51	105
44	<u>68</u>	84	52	105
45	<u>71</u>	85	53	105
46	<u>74</u>	86	54	105
47	<u>77</u>	87	55	105
48	<u>80</u>	88	56	105
49	<u>83</u>	89	57	105
50	<u>86</u>	90	58	
51	<u>89</u>	91	59	
52	<u>92</u>	92	60	
53	<u>97</u>	93	61	

(略)

33	<u>42</u>	73	41	105
34	<u>44</u>	74	42	105
35	<u>46</u>	75	43	105
36	<u>48</u>	76	44	105
37	<u>51</u>	77	45	105
38	<u>54</u>	78	46	105
39	<u>57</u>	79	47	105
40	<u>60</u>	80	48	105
41	<u>63</u>	81	49	105
42	<u>66</u>	82	50	105
43	<u>69</u>	83	51	105
44	<u>72</u>	84	52	105
45	<u>75</u>	85	53	105
46	<u>78</u>	86	54	105
47	<u>81</u>	87	55	105
48	<u>84</u>	88	56	105
49	<u>88</u>	89	57	105
50	<u>92</u>	90	58	
51	<u>96</u>	91	59	
52	<u>100</u>	92	60	
53	<u>106</u>	93	61	

54	<u>102</u>	94	62	
55	<u>107</u>	95	63	
56	<u>112</u>	96	64	
57	<u>116</u>	97	65	
58	<u>120</u>	98	66	
59	<u>124</u>	99	67	

(略)

84	125	136	<u>102</u>	
85	125	139	<u>103</u>	
86	125	142	<u>105</u>	
87	125	145	<u>106</u>	
88	125	148	<u>107</u>	
89	125	151	<u>108</u>	
90	125	154	<u>109</u>	
91	125	157	<u>110</u>	
92	125	157	<u>111</u>	
93	125	157	<u>112</u>	
94	125	157	<u>113</u>	
95	125	157	<u>114</u>	
96	125	157	<u>115</u>	
97	125	157	<u>116</u>	

(略)

54	<u>112</u>	94	62	
55	<u>118</u>	95	63	
56	<u>124</u>	96	64	
57	<u>125</u>	97	65	
58	<u>125</u>	98	66	
59	<u>125</u>	99	67	

(略)

84	125	136	<u>103</u>	
85	125	139	<u>105</u>	
86	125	142	<u>106</u>	
87	125	145	<u>107</u>	
88	125	148	<u>108</u>	
89	125	151	<u>109</u>	
90	125	154	<u>110</u>	
91	125	157	<u>111</u>	
92	125	157	<u>112</u>	
93	125	157	<u>113</u>	
94	125	157	<u>114</u>	
95	125	157	<u>115</u>	
96	125	157	<u>116</u>	
97	125	157	<u>117</u>	

(略)

備考 (略)

備考 (略)

(札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第8条 札幌市立学校教育職員管理職員特別勤務手当支給規則(平成29年人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 (略) 2 教育給与条例第32条において読み替えて準用する市給与条例第32条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	(管理職員特別勤務手当の額等) 第2条 (略) 2 教育給与条例第32条において読み替えて準用する市給与条例第32条の2第3項の人事委員会規則で定める勤務は、 <u>教育給与条例第32条において読み替えて準用する市給与条例第32条の2第1項に規定する勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>

(札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成29年人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第11条 教育給与条例第4条に規定する定年前三任用短時間勤務職員(次項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。)以外の教育職員の成績率は、<u>100分の315</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。 2 定年前三任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の150</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員の成績率は、<u>100分の262.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。	(勤勉手当の成績率) 第11条 教育給与条例第4条に規定する定年前三任用短時間勤務職員(次項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。)以外の教育職員の成績率は、<u>100分の322.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。 2 定年前三任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の157.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員の成績率は、<u>100分の270</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。

第10条 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第11条 教育給与条例第4条に規定する定年前三任用短時間勤務職員(次項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。)以外の教育職員の成績率は、<u>100分の322.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定める	(勤勉手当の成績率) 第11条 教育給与条例第4条に規定する定年前三任用短時間勤務職員(次項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。)以外の教育職員の成績率は、<u>100分の318.75</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定め

改正前	改正後
ものとする。 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の157.5</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員の成績率は、<u>100分の270</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。	るものとする。 2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、<u>100分の153.75</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。 3 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員の成績率は、<u>100分の266.25</u>の範囲内で、その者の勤務成績に応じて教育委員会が定めるものとする。

(札幌市立学校教育職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部改正)

第11条 札幌市立学校教育職員義務教育等教員特別手当支給規則(平成29年人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。	(義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>教育給与条例第23条の2第1号の業務を分掌する教育職員(以下この項において「学級担任」という。)</u>にあつては次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める額に<u>3,000円を当該学級に係る学級担任の員数で除して得た額を加算した額とし、同条第2号の校務を分掌する教育職員にあつては次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める額と</u>

改正前	改正後
(1)～(5) (略) 2 次の各号に掲げる教育職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 教育給与条例第4条に規定する定年前再任用短時間勤務職員 前項中「定める額」とあるのは「定める額に札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号。以下「教育勤務条件条例」という。）第2条第1項において準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、同項各号中「職務の級及びその者の受ける号俸」とあるのは「職務の級」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員をいう。） 前項中「定める額」とあるのは、「定める額に<u>教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>」とす	する。 (1)～(5) (略) 2 次の各号に掲げる教育職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 (1) 教育給与条例第4条に規定する定年前再任用短時間勤務職員 前項中「定める額に」とあるのは「定める額に札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号。以下「教育勤務条件条例」という。）第2条第1項において準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算定割合」という。）を乗じて得た額に」と、<u>「同条第2号」とあるのは「教育給与条例第23条の2第2号」と、「定める額」とあるのは「定める額に算定割合を乗じて得た額」と</u>と、同項各号中「職務の級及びその者の受ける号俸」とあるのは「職務の級」とする。 (2) 育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員をいう。） 前項中「定める額に」とあるのは、「定める額に<u>札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第47号。以下「教育勤務条件条例」という。）第2条第1項において準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤務条件条例」という。）第2条第2</u>

改正前	改正後
る。	項の規定により定められたその者の勤務時間を教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算定割合」という。）を乗じて得た額に」と、「同条第2号」とあるのは「教育給与条例第23条の2第2号」と、「定める額と」とあるのは「定める額に算定割合を乗じて得た額と」とする。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1

教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）の適用を受ける者

教育職員の 区分	職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1から4まで	1,300	1,400	2,400	2,900	4,700
	5から8まで	1,300	1,600	2,600	3,100	4,700
	9から12まで	1,400	1,700	2,600	3,200	4,900
	13から16まで	1,500	1,700	2,800	3,400	5,000
	17から20まで	1,600	1,800	3,000	3,500	5,100
	21から24まで	1,700	1,900	3,200	3,600	5,200
	25から28まで	1,800	2,000	3,300	3,800	5,300
	29から32まで	1,900	2,100	3,400	3,800	5,400
	33から36まで	1,900	2,200	3,500	4,000	5,500
	37から40まで	2,000	2,300	3,700	4,100	5,600
	41から44まで	2,200	2,400	3,800	4,100	5,600
	45から48まで	2,200	2,600	3,900	4,200	5,600
	49から52まで	2,300	2,600	4,000	4,400	5,600
	53から56まで	2,400	2,800	4,000	4,400	
	57から60まで	2,400	3,000	4,100	4,600	
	61から64まで	2,500	3,200	4,200	4,700	
	65から68まで	2,600	3,300	4,400	4,700	
	69から72まで	2,600	3,400	4,400	4,800	
	73から76まで	2,700	3,500	4,500	4,900	
	77から80まで	2,800	3,700	4,700	5,000	
	81から84まで	2,800	3,800	4,700	5,100	
	85から88まで	2,800	3,800	4,700	5,100	
	89から92まで	2,900	3,900	4,700	5,200	
	93から96まで	3,000	4,000	4,800	5,200	
	97から100まで	3,100	4,100	5,000	5,200	
	101から104まで	3,100	4,200	5,000	5,200	
	105から108まで	3,200	4,300	5,000	5,200	
	109から112まで	3,200	4,400	5,100		
	113から116まで	3,200	4,400	5,100		
	117から120まで	3,300	4,500	5,100		
	121から124まで	3,300	4,600			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで		4,700			
	133から136まで		4,700			
	137から140まで		4,700			
	141から144まで		4,700			
	145から148まで		4,800			

	149から152まで		4,900			
	153から156まで		4,900			
	157		4,900			
定年前再任 用短時間勤 務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表 2

教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）の適用を受ける者

教育職員の 区分	職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1から4まで	1,300	1,700	2,400	3,500	4,700
	5から8まで	1,300	1,800	2,600	3,600	4,700
	9から12まで	1,400	1,900	2,600	3,800	4,900
	13から16まで	1,500	2,000	2,800	3,800	5,000
	17から20まで	1,600	2,100	3,000	4,000	5,100
	21から24まで	1,700	2,200	3,200	4,100	5,200
	25から28まで	1,800	2,300	3,300	4,100	5,300
	29から32まで	1,900	2,400	3,400	4,200	5,400
	33から36まで	1,900	2,600	3,500	4,400	5,500
	37から40まで	2,000	2,600	3,700	4,400	5,600
	41から44まで	2,200	2,800	3,800	4,600	5,600
	45から48まで	2,200	3,000	3,900	4,700	5,600
	49から52まで	2,300	3,200	4,000	4,700	5,600
	53から56まで	2,400	3,300	4,000	4,800	
	57から60まで	2,400	3,400	4,100	4,900	
	61から64まで	2,500	3,500	4,200	5,000	
	65から68まで	2,600	3,700	4,400	5,100	
	69から72まで	2,600	3,800	4,400	5,100	
	73から76まで	2,700	3,800	4,500	5,200	
	77から80まで	2,800	3,900	4,700	5,200	
	81から84まで	2,800	4,000	4,700	5,200	
	85から88まで	2,800	4,100	4,700	5,200	
	89から92まで	2,900	4,200	4,700	5,200	
	93から96まで	3,000	4,300	4,800		
	97から100まで	3,100	4,400	5,000		
	101から104まで	3,100	4,400	5,000		
	105から108まで	3,200	4,500	5,000		
	109から112まで	3,200	4,600	5,100		
	113から116まで	3,200	4,700	5,100		
	117から120まで	3,300	4,700	5,100		
	121から124まで	3,300	4,700			
	125から128まで	3,300	4,700			
	129から132まで	3,400	4,700			
	133から136まで	3,400	4,800			
	137から140まで	3,400	4,900			
	141から144まで	3,500	4,900			
	145から148まで	3,500	4,900			

	149から152まで	3,500				
	153	3,500				
定年前再任 用短時間勤 務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第34号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第3条及び第8条の規定 公布の日

(2) 第11条の規定 令和8年1月1日

(3) 第5条及び第10条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表8(3) 医師職給料表降格時号俸対応表の規定、第6条の規定による改正後の令和6年の改正給与条例附則第4条及び改正教育給与条例附則第4条の規定による地域手当に係る経過措置に関する規則の一部を改正する規則（以下「地域手当経過措置改正規則」という。）第2条の規定及び第7条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表8の規定は令和7年4月1日から、第4条の規定による改正後の札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第12条の規定及び第9条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は同年12月1日から適用する。

（札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間において、新たに札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）別表3の適用を受けることとなった同条例第2条に規定する職員（以下「職員」という。）及び昇格をした職員（あらかじめ人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、第1条の規定による改正前の札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合における号俸に達しない者の、当該適用又は昇格の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間において、新たに札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第48号）別表1又は別表2の適用を受けることとなった同条例第1条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）及び昇格をした教育職員（あらかじめ人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている教育職員を除く。）のうち、第7条の規定による改正前の札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合における号俸に達しない者の、当該適用又は昇格の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（地域手当の内払）

- 5 第6条の規定による改正後の地域手当経過措置改正規則第2条の規定を適用する場合においては、第6条の規定による改正前の地域手当経過措置改正規則第2条に規定する割合により支給された地域手当は、第6条の規定による改正後の地域手当経過措置改正規則第2条に規定する割合により支給された地域手当の内払とみなす。